

## 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

日本共産党前橋市議団

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連において122か国の賛成で採択された。同条約は、批准国が50か国となり、2021年1月22日に発効され、2025年2月現在で署名国は94か国、批准国は73か国となっている。

2017年にこの条約への調印・批准が開始されて以降、国際社会において前向きな変化が生まれたものであり、核兵器の禁止・廃絶につながるものである。

一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は、ウクライナでも中東でも核大国や核保有国による戦争と破壊がやまず、自国の利益第一で国際社会を分断する動きが続く、核兵器による威嚇や核兵器の近代化、核兵器使用のリスクの高まりが懸念されるなど大変厳しい状況にある。

このような中、2024年12月、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞し、「被爆者の証言」が核兵器廃絶を求める大きな力を発揮している。

しかし、日本政府は、米国の核戦略に依存し、国連総会で核兵器禁止条約の批准を呼びかける決議案に反対票を投じ（2024年11月）、今年3月ニューヨークで行われる核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加することさえ拒否している。

日本被団協のノーベル平和賞受賞が核兵器廃絶に向けて大きな転機となり、国際社会において、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない平和な世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することがさらに強く求められている。

今こそ、被爆者の願いと放射線の悪影響により様々な苦しみを抱える人々の苦悩を受け止めるべきである。

よって日本政府に対し、核兵器禁止条約の署名・批准を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。